

## 議第 2 2 9 号 公の施設の指定管理者の指定について

### 1 趣旨

呉市漁業共同利用施設（蒲刈水産物荷さばき施設）の指定管理者を地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

### 2 公の施設の概要

呉市漁業共同利用施設（全 1 2 施設）のうちの 1 施設を対象とするものです。

施設名	蒲刈水産物荷さばき施設
施設所在地	呉市蒲刈町宮盛字鬼谷 1 1 3 2 0 番地 1 5
設置年月日	平成 1 5 年 6 月 2 3 日
設置目的	漁業者の経営の安定及び環境の整備を図るための施設として設置する。
設置条例	呉市漁業共同利用施設設置条例
施設規模等	延べ面積 3 1 2 m <sup>2</sup> 構造・階数 鉄骨造，平屋建て
利用状況	利用者数 平成 2 8 年度 3 人 平成 2 9 年度 3 人 平成 3 0 年度 3 人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	平成 3 0 年度 【呉市分】 歳入 0 千円 歳出 2 2 7 千円 指定管理料 0 千円 需用費（修繕料） 2 2 7 千円 【指定管理者分】 収入 1 5 1 千円 支出 1, 4 7 2 千円  ※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料 1）を参照
指定管理実績	平成 1 8 年 4 月 1 日～平成 2 2 年 3 月 3 1 日 蒲刈町漁業協同組合青年部 平成 2 2 年 4 月 1 日～平成 2 7 年 3 月 3 1 日 蒲刈町漁業協同組合青年部 平成 2 7 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 3 1 日 蒲刈町漁業協同組合青年部

### 3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 漁業者の経営の安定及び環境の整備を図るために市長が必要と認める業務
- (3) 施設の使用の許可に関する業務
- (4) 上記の業務に付随する業務

#### 4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

#### 5 団体（候補者）の概要

団体名	蒲刈町漁業協同組合青年部
団体所在地	呉市蒲刈町宮盛1番地の2
代表者氏名	代表 兼田 治
設立年月日	平成11年12月21日
設立目的	蒲刈地区においては、特に漁業者の高齢化等の問題が深刻化しており、地域の水産振興に必要な漁業者の担い手育成を図る目的で蒲刈町漁業協同組合内に青年部が設立されている。
事業概要	(1) 蒲刈水産物荷さばき施設の運営に関する業務 (2) 蒲刈町漁業協同組合の事業に関する業務 (3) その他設立の目的を達成するために必要な業務
部員数	3人
役員	代表 兼田 治 副代表 沖本 国男
決算	平成30年度 収入 8,458千円 支出 8,265千円

#### 6 団体（候補者）から提出された事業計画書の概要

管理運営上の基本方針	地域の漁業経営に密接な関係を有する施設として、利用者の主体である漁業経営者との相互協力により、効果的かつ効率的な管理運営に努める。
管理運営体制	代表を管理運営責任者とするほか、部員1名を現場責任者として配置する。
施設の維持管理	施設の日常清掃、機器の日常点検を徹底し、衛生面に特に配慮して管理を行う。
利用促進の取組	利用者からの要望等を積極的に聴取し、利用者の視点に立った管理運営を行う。
経費削減の取組	日常的に発生する簡易な修繕については、部員が実施することにより、修繕費の削減に努める。

#### 7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

#### 8 選定の理由

当該施設は、漁業者の経営の安定及び環境の整備に必要な施設であり、地域の漁業経営

に密接な関係を有していることから、地域の漁業経営者をその構成員とし、地域漁業の実態に精通している蒲刈町漁業協同組合青年部が管理運営をすることが効果的であるため、公募を行わず同青年部を指定管理者の候補者として選定したものです。